

## 役員報酬等規程

平成 23 年 6 月 3 日制定

平成 24 年 6 月 1 日一部改正

平成 25 年 6 月 7 日一部改正

平成 30 年 6 月 1 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人京都府産業資源循環協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第 31 条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第 24 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上協会の業務に従事する理事をいう。
- (3) 役員報酬とは、役員が職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務を行うために発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬等の支給)

第 3 条 役員は、無償とする。ただし、常勤役員には、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合、その額は、一人当たり毎年度総額 600 万円を超えないものとし、理事会の承認を得て会長が決定する。
- 3 役員報酬を支給する常勤役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当の支給については職員給与規程の定めるところによる。
- 4 常勤役員以外の役員が、会長の指名に基づき、協会の業務に関し協会を代表して業務に従事した場合は、職務を行うために要する費用を支給することができる。

### (役員賞与等)

第4条 協会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(役員報酬支給日)

第5条 役員報酬は、年報酬額の12分の1を毎月定まった日に支給する。

(公表)

第6条 協会は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、法令に定める公益社団法人の設立の日から施行する。

附 則 (平成30年6月1日一部改正)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。